

2020年8月10日

日本国際教育学会
会 員 各 位

2020年度総会の開催方法について

日本国際教育学会
会長 佐藤千津

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より本学会の活動にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、第31回研究大会の延期に伴い、総会の開催方法を変更することになりました。今年度の総会は文書による報告・審議（メール審議）により開催いたします。報告・審議のための資料は9月10日以降に学会事務局より会員の皆様に配信し、ご質問やご意見を受け付ける期間を設けます。「日本国際教育学会規則」第5条3)の規定に基づき、配信より1か月以内にご異議が示されない場合は本決議とみなします。詳細は後日配信する資料をご覧ください。

なお、「日本国際教育学会規則」第5条5)の規定に基づいて総会に議案を提出される場合は今月末日までに事務局へご連絡ください。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

〈参考〉

「日本国際教育学会規則」第5条 総会

3) 総会が成立しない場合は仮決議とし、総会終了後1ヵ月以内に異議が出されない場合は本決議とみなす。

5) 正会員は、全正会員の十分の一の連名を以て、総会に議案を直接提出することができる。この場合は、総会開催日の1ヵ月以前に同議案を学会事務局宛に提出するものとする。

【お問い合わせ先】

日本国際教育学会事務局
jies_jimukyoku@jies.gr.jp